

東かがわ市規則第19号

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和7年9月30日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東かがわ市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第16条 略 2 略 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ<u>4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲 (介護時間) 第17条 略 2 略 3 介護時間の単位は、30分とし、<u>1日につき2時間</u>を超えない範囲内の時間とする	(介護休暇) 第16条 略 2 略 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲 (介護時間) 第17条 略 2 略 3 介護時間の単位は、30分とし、<u>1日を通じ、始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した2時間</u>を超えない範囲内の時間とする

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。